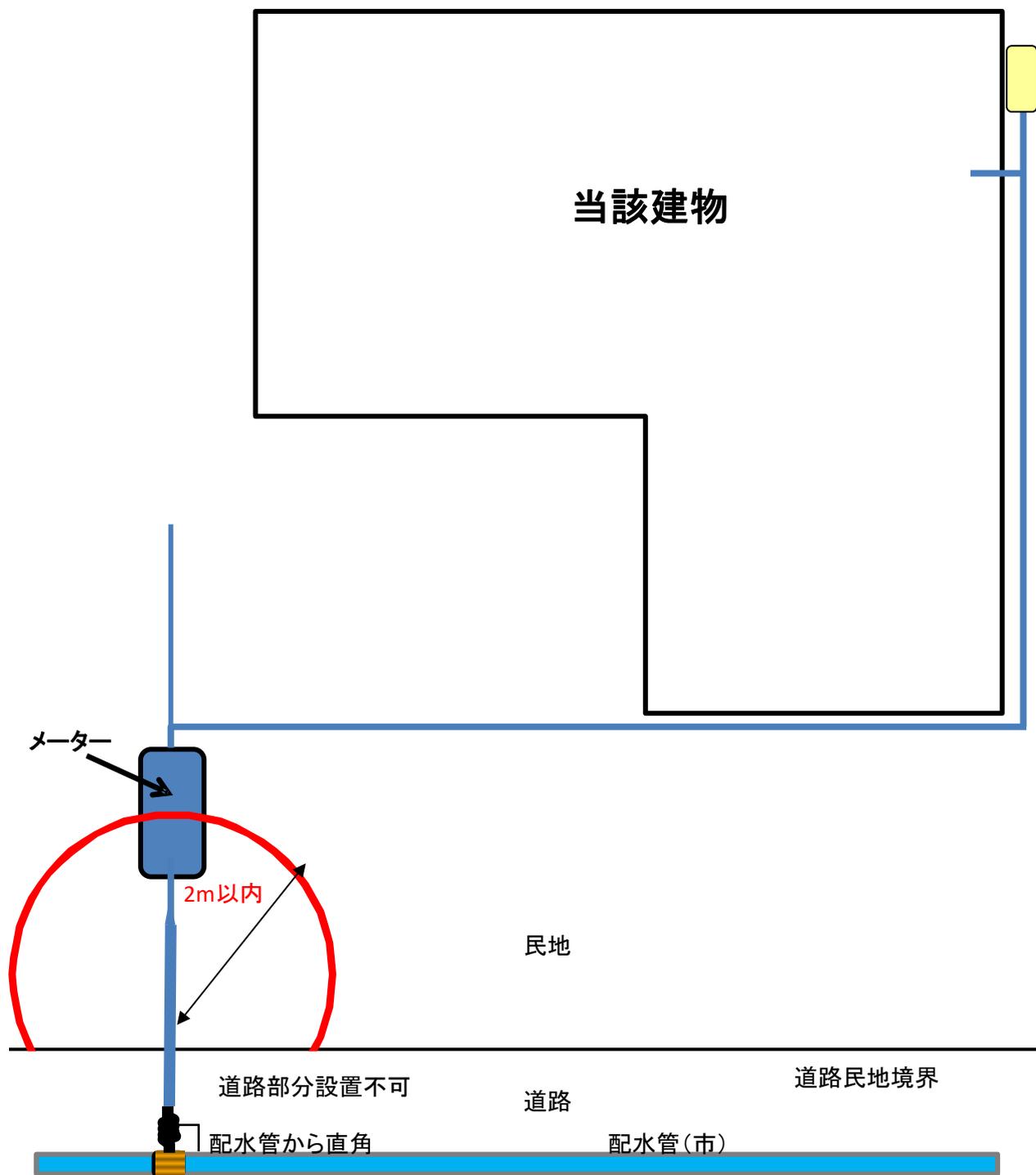


1. メーター設置基準(戸建て住宅)

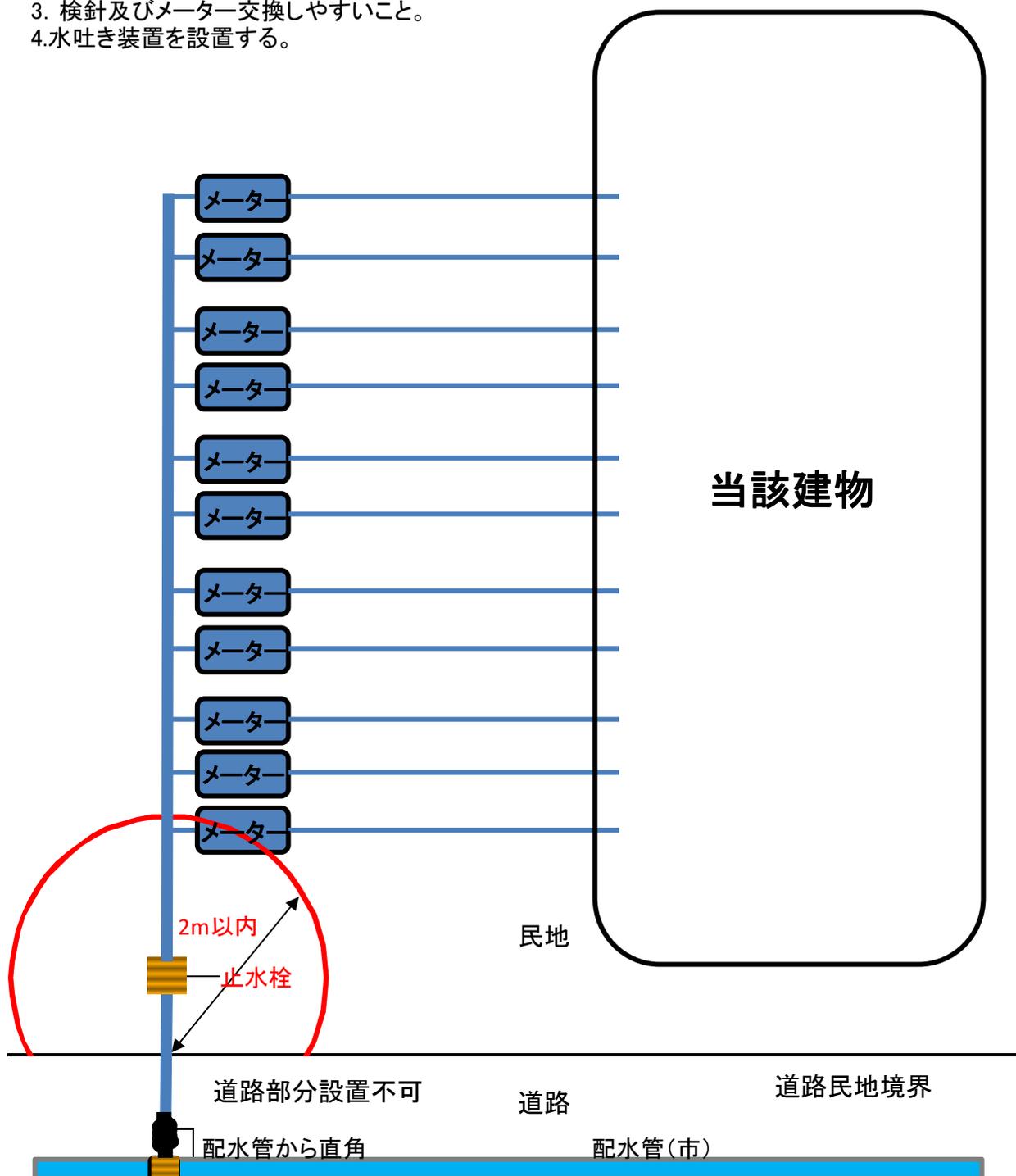
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メーター口径にすること。
- 埋設用メーターユニットを設置すること。



※道路民地境界から2m以内にメーターを設置すること。

2. 2階建て共同住宅及び3階建て9戸共同住宅(特例住宅)のメーター設置基準

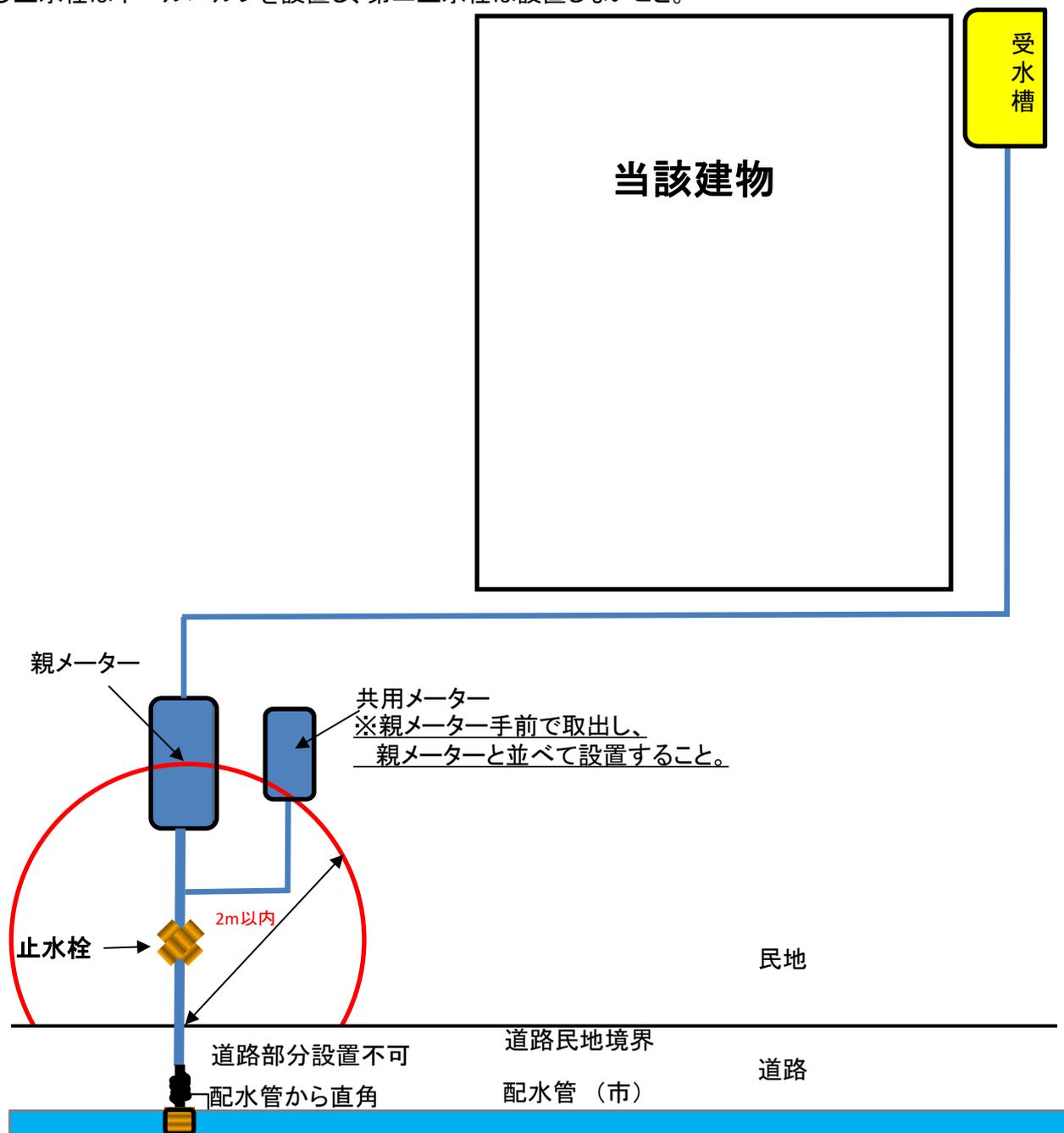
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 止水栓はボールバルブを設置し、第二止水栓は設置しないこと。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メーター口径にすること。
- 埋設用メーターユニットを設置すること。
- 基準どおり設置できない場合は、次により設置箇所を変更することができる。
 1. 水道施設課と協議をすること。
 2. 車などに踏まれないこと。
 3. 検針及びメーター交換しやすいこと。
 4. 水吐き装置を設置する。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。
 ※道路民地境界から2m以内に止水栓及び第一メーターを設置すること。

3. 集合住宅受水槽方式メーター設置基準

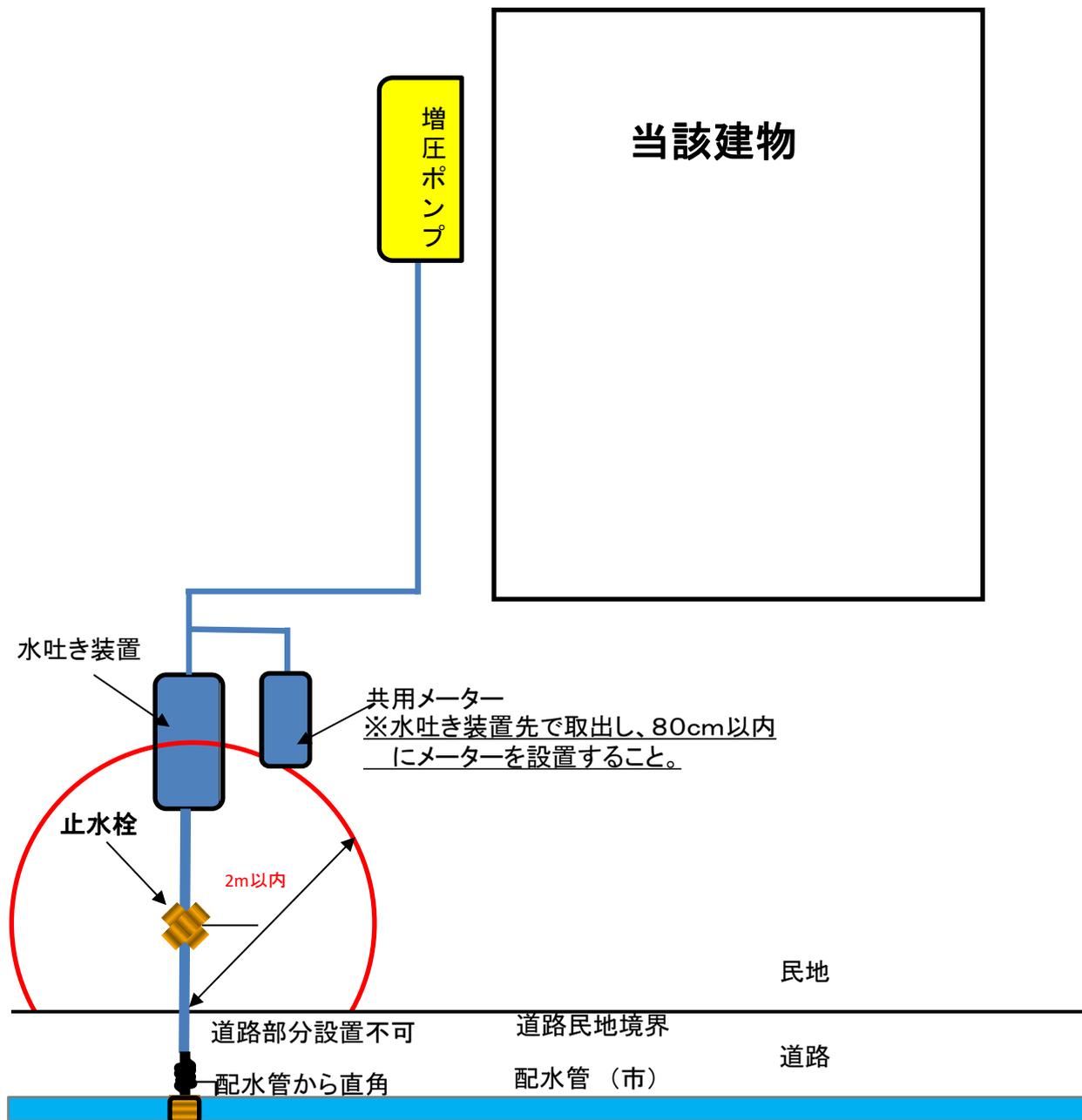
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 親メーターを設置すること。
- 直圧の共用栓メーターを設置すること。(親メーター手前で取出し、親メーターと並べて設置すること。)
- 埋設用メーターユニットを設置すること。
- 止水栓はボールバルブを設置し、第二止水栓は設置しないこと。



- ※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。
- ※道路民地境界から2m以内に止水栓及び各メーターを設置すること。

4. 集合住宅直結増圧方式メーター設置基準

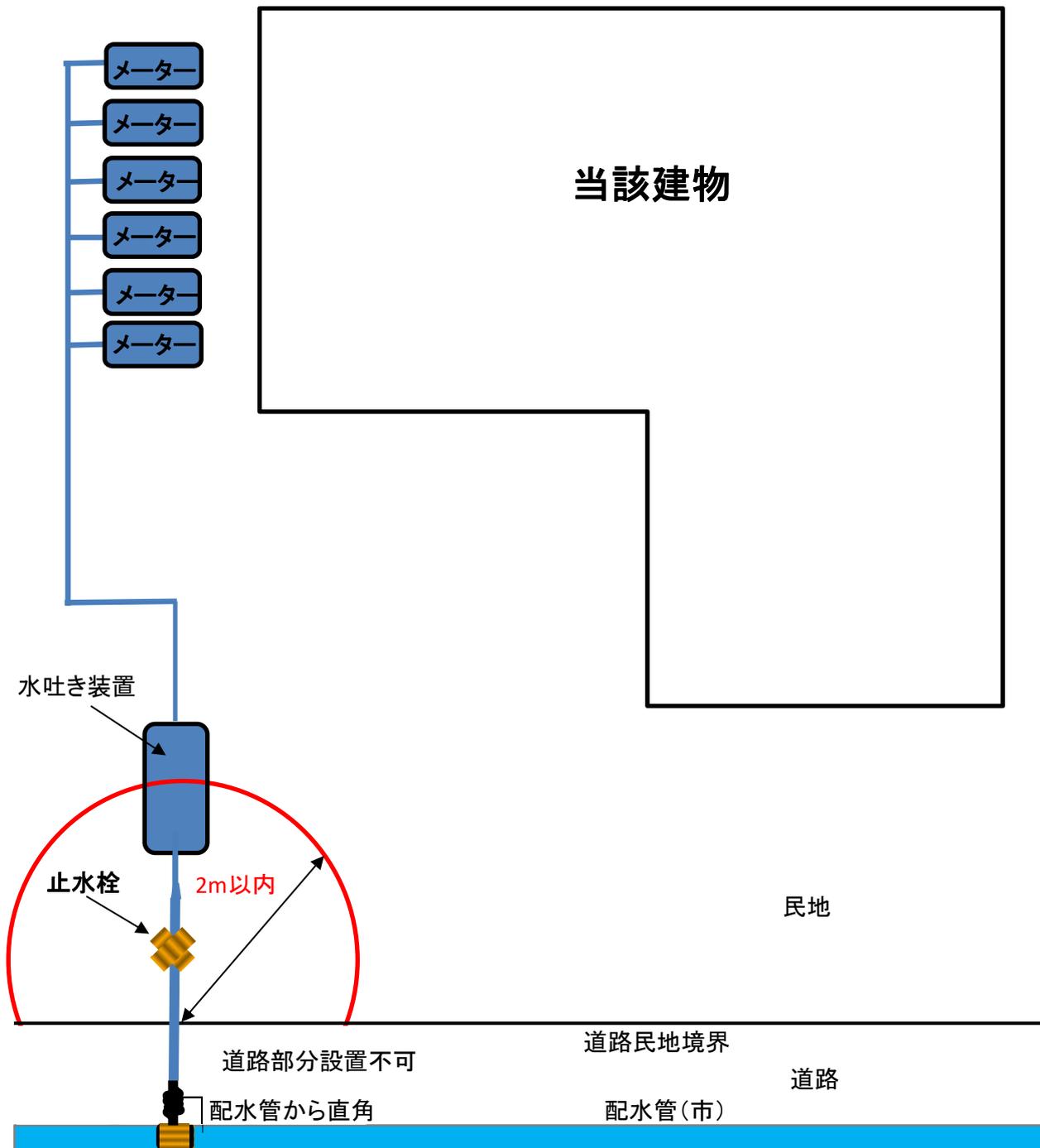
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 直圧の共用栓メーターを設置すること。(水吐き装置先で取出し、80cm以内に設置すること)
- 個別メーターは、パイプスペースを設けてメーターユニット(平パッキン式)を使用し、検針及び交換等がしやすい場所に設置すること。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メーター口径にすること。
- 止水栓はボールバルブを設置し、第二止水栓は設置しないこと。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。
 ※道路民地境界から2m以内に止水栓及び水吐き装置を設置すること。

5. 3階建て直結直圧共同住宅のメーター設置基準

- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 3階建て9戸共同住宅(特例住宅)は、別に定める。
- 埋設用メーターユニットを設置すること。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メーター口径にすること。
- パイプシャフトを設けてメーターを設置する場合はメーターユニット(平パッキン式)を使用し、検針及び交換等がしやすい場所に設置すること。
- 止水栓はボールバルブを設置し、第二止水栓は設置しないこと。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。
 ※道路民地境界から2m以内に止水栓及び水吐き装置を設置する